

大阪市福祉局国民健康保険料滞納整理指導にかかる事務職員

(会計年度任用職員) 募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

- (1) 各区の課題や特徴、弱点等の把握及び分析
- (2) 各区訪問による助言指導（窓口対応での交渉術の指導等）
- (3) 高度な法的知識を求められる業務等について、弁護士資格を有する職員とともに区の業務遂行の巡回視察に同行し、納付交渉術等の国保収納業務に特化した助言指導を行う
- (4) 新たな滞納処分の取り組みについて、弁護士資格を有する職員とともに区役所研修等を実施し、具体的手法を伝授する

3 応募資格

次の(1)、(2)の受験資格をどちらも満たす者がこの試験を受けることができます。

- (1) 帳票の作成やデータ入力を迅速かつ的確に遂行できる技術を有するとともに、エクセル・ワードを操作できる方で、行政機関等（本市のほか、国・都道府県・他市町村を含む）において租税徴収又は国民健康保険料徴収等（国民健康保険料のほか、後期高齢者医療保険料・介護保険料・公的年金保険料等各種公的債権を含む）にかかる納付交渉や滞納処分などの債権回収事務の実務経験を3年以上有し、国民健康保険料の長期的な収納率向上・安定のために、各区の特性に応じた助言・指導など継続的な支援ができる方

- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方【地方公務員法第16条（抜粋）】
（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
※日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時から午後5時15分まで（休憩45分）

週4日（30時間）

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）及び月曜日から金曜日のうち本市が指定する1日

(3) 勤務場所

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課収納グループに勤務し、大阪市内各区に訪問するものとする。

(4) 報酬等（1年目）

報酬（月額）※	176,436円～222,372円
---------	-------------------

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

- ・上記の他に通勤手当等が支給されます。
- ・上記報酬等は、募集時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：8日 付与期間：令和8年11月1日（任用日）～令和9年3月31日（任期满了日）
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児時間休暇 ・育児参加休暇 ・子の看護等休暇（注） ・短期介護休暇（注） ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 （注）別途取得要件あり 【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

(1) 第1次試験 筆記試験（小論文）

(2) 第2次試験 口述試験（面接）

7 選考日時及び選考会場

第1次試験 筆記試験（小論文）・第2次試験 口述試験（面接）

選考日：令和8年10月9日（金）

場 所：大阪市役所本庁舎

※詳細については、申込者宛て送付する受験案内にて案内します。

8 申込方法等

(1) 申込書類

次の書類等を「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れ、持参または郵便等で提出してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込んでください。郵送された場合に発生した事故については、責任を負いません。また、郵便料金不足の場合は受け付けません。

なお、書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

1	大阪市福祉局国民健康保険料滞納整理指導にかかる事務職員（会計年度任用職員）採用申込書 ※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※採用申込書は本市所定の様式に限ります。後掲の申込書類配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。	1 通
2	行政機関等での実務経験等証明 ※行政機関等での実務経験等の履歴を証明できるもの。	1 通

3	<u>申し立て書</u> ※地方公務員法第 16 条に該当しない旨の申し立て。申し立て書は本市所定の様式に限ります。後掲の申込書類配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。	1 通
4	<u>返信用の定型封筒（長形 3 号）</u> ※必ず宛先を記載のうえ、110 円切手を貼付してください。	1 通

（２）申込方法

・申込期間

令和 8 年 8 月 31 日（月）から令和 8 年 9 月 25 日（金）まで（土、日、祝日を除く）の午前 9 時から午前 12 時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

[持参の場合：令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 5 時まで]

[郵送の場合：令和 8 年 9 月 25 日（金）必着]

・提出先及び申込書類配布場所

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市役所 4 階 大阪市福祉局生活福祉部保険年金課（収納グループ）

（最寄駅）Osaka Metro 御堂筋線/京阪本線 「淀屋橋」駅

京阪中之島線「大江橋」駅

（３）受験案内の送付

試験の時間・会場等の詳細を記載した受験票等を、令和 8 年 9 月 29 日（火）頃に受験者本人宛てに発送します。

なお、試験日の 3 日前までに受験案内が届かない場合は、大阪市福祉局生活福祉部保険年金課（06-6208-9872）へ連絡してください。

9 合格者の決定について

（１）合格者の決定は、筆記試験（小論文）、口述試験（面接）を総合的に判定し、決定します。

※合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

（２）結果は、可否に関わらず、本人に文書で通知します。（令和 8 年 10 月 19 日（月）頃発送予定）

なお、電話等でお問い合わせにはお答えできません。

（３）合格者は、成績順に採用者候補者名簿に登載され、採用候補者名簿の順位に従って採用予定者を決定します。

（４）採用候補者名簿に登載された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、名簿順位に従って、その都度、採用予定者とします。

なお、採用候補者名簿の登載期間は令和 9 年 3 月 31 日までです。

（５）採用候補者名簿に登載されても、採用時期が令和 8 年 11 月 2 日以降になる場合や、

採用されない場合があります。

- (6) 合格後、若しくは「採用候補者名簿」に登録後に受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

10 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

(問い合わせ先)

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課（収納グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話：06-6208-9872 ファックス：06-6202-4156

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと